

	代表者	管理者	従業員等
回覧印			

運行管理者・ドライバーの方へ
回覧をお願いします。

適正化事業課だより (第138号)

令和5年11月8日
(公社)熊本県トラック協会
適正化事業課

荷主と運送事業者の協力による取引環境と 長時間労働の改善に向けたガイドラインについて

さて、国土交通省では、トラック運送事業における取引環境の改善やトラックドライバーの長時間労働の改善に向け、30分以上の荷待ち件数が特に多い加工食品や建設資材、紙・パルプ、の各分野の物流について、課題の抽出を図るとともに、トラック運送事業者及び発着荷主が参画して長時間労働の改善を図るため、ガイドラインを個々の輸送品目ごとに策定されております。

トラック輸送における取引環境・労働時間改善熊本県地方協議会において、業界内外に向けたガイドラインの周知をはじめとする施策の浸透を図っております。

つきましては、品目別の各ガイドラインをご確認いただき、持続可能な物流の維持・改善に向けてご活用いただきますようお願い申し上げます。

◇品目別各ガイドラインの概要

- 加工食品・食料・酒 ⇒ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000230.html
 - ・1/3ルール、年月日表示の賞味期限等
業界特有の習慣が存在
 - ・多種多様な製品サイズが存在
 - ・飲料における夏期の物流波動
- 建設資材 ⇒ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000216.html
 - ・天候や道路事情等により計画どおりに搬出入が進まないことが日常的
 - ・多種多様な製品を邸別に仕分け
- 紙・パルプ(洋紙・板紙) ⇒ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000214.html
 - ・製品での差別化ができず、不十分なリードタイムや少量多頻度納品、附帯作業等の差別化による受注競争の商習慣が定着
- 紙・パルプ(家庭紙) ⇒ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000215.html
 - ・製品単価が安価であるため、パレット化のための投資が進まない
 - ・製品が安価でかさばるため、小売りの物流センターでは取り扱われず、かつ、小売店舗での保管も困難

協会ホームページのお知らせにも本文書を掲載しておりますので、グラフ等が見つからない場合は、そちらをご確認ください。(https://kuma-ta.com)

